

審査基準

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち、全国的な支援体制の整備事業及び地域の生産体制強化・需要創出事業の審査基準は以下のとおりとする。

1 全国的な支援体制の整備事業（最大 10 ポイント）

いずれかひとつの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を 10 件以上受けること。	50 件以上 40 件以上 30 件以上 20 件以上 10 件以上	10 8 6 4 2
成果目標 (2)	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を 3 地域以上で実施すること。	7 地域以上 6 地域 5 地域 4 地域 3 地域	10 8 6 4 2
成果目標 (3)	1 つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は 3 品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を 3 地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2 地域以上とする。）。	(繭・生糸の場合) 6 地域以上 5 地域 4 地域 3 地域 2 地域 (繭・生糸以外) 7 地域以上 6 地域 5 地域 4 地域 3 地域	10 8 6 4 2 10 8 6 4 2
成果目標 (4)	1 つ以上の地域特産作物又は品目について、3 つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。	8 産地以上 6 産地以上 5 産地 4 産地 3 産地	10 8 6 4 2
成果目標 (5)	1 つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施	5 つ以上 4 つ	10 8

	すること。	3つ 2つ 1つ	6 4 2
成果目標 (6)	1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (7)	1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (8)	農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (9)	新商品の開発が1つ以上行われること。	5商品以上 4商品 3商品 2商品 1商品	10 8 6 4 2
成果目標 (10)	地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。	8地域以上 6地域以上 5地域 4地域 3地域	10 8 6 4 2
成果目標 (11)	地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。	5手法以上 4手法 3手法 2手法 1手法	10 8 6 4 2
成果目標 (12)	卓越技能人材が5人以上登録されていること。	9人以上 8人 7人 6人 5人	10 8 6 4 2

成果目標 (13)	5地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。	(繭・生糸以外)	
		9地域以上	10
		8地域	8
		7地域	6
		6地域	4
		5地域	2
		(繭・生糸の場合)	
		6地域以上	10
		5地域	8
		4地域	6
3地域	4		
2地域	2		
成果目標 (14)	地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。	5つ以上	10
		4つ	8
		3つ	6
		2つ	4
		1つ	2

2 地域の生産体制強化・需要創出事業（最大10ポイント）

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標 (2)	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。 ・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポ	有機JAS認定の取得	1
		10%以上	4
		8%以上	3

	イント追加。	5%以上 2%以上	2 1
成果目標 (3)	主要品種指数を直近値の2以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)	34以上 26以上 18以上 10以上 2以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (9)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶 1kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。 ・支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 収入保険制度への加入	4 3 2 1 1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (13)	事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (14)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (15)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加。	11%以上 9%以上 7%以上 6%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	10a 又当たりは繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出。	5 契約以上 4 契約 3 契約 2 契約 1 契約	5 4 3 2 1

成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅲ 対象作物がいぐさ・畳表の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 3%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	1戸当たりの収穫面積（ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上 9%以上 7%以上 5%以上 3%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3ヶ年の平均値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は1ポイント追加。	20%以上 15%以上 10%以上 5%以上 農地中間管理機構との連携	4 3 2 1 1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上	5 4 3

		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	5契約以上 4契約 3契約 2契約 1契約	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合又は薬用作物の新植の促進に取り組む場合) 実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上	5 4 3

	加。	5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標 (11)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合)	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
	実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減	5
		20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (5)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3

		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (7)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
成果目標 (8)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標 (9)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (2)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (3)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1

成果目標 (4)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保。	5社以上 4社 3社 2社 1社	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	7人以上 6人 5人 4人 3人	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合) 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を3ポイント以上向上。 (事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合)	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (12)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (13)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅶ 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上 28以上 21以上 14以上 7以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1

3 共通（最大 20 ポイント）

1 及び 2 のそれぞれの事業のポイントに加え、以下の評価項目について、定性的に評価し、採択の順位付けの際に考慮するものとする。

なお、審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・ 効率性を除く審査基準のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	おおむね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(注1) 輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注2) フラッグシップ輸出産地として認定された産地(フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。以下同じ。)を事業実施主体に含む場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注3) 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知)第11第1項の規定によりサプライチェーン連結強化緊急対策(同要綱別表1の区分の欄の5の事業をいう。)の交付決定の通知を受けた又は通知を受けることが確実と見込まれる協議会の構成員となっている産地の取組である場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注4) 中山間地ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき作成された環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について、都道府県知事の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受けることが明らかな場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注6) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に定める生産方式革新実施計画(以下「革新計画」という。)の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新計画の内容に合致している場合は、1から3までに定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注7) 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成に取り組む場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

- (注8) 実需者等との産地形成協働計画を前年度までに策定した場合は、2及び3に定めるポイントに加え1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注9) 産地と実需者等が連携し加工・調製作業の外部化促進の取組を行う場合にあつて、事業実施計画及び加工・調製作業外部化計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。